

● 船舶管理業について(概要)

改正内航海運業法第2条第2項第3号(令和4年4月1日施行)

三. 内航運送の用に供される船舶の管理(委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**他人の需要に応じ**、①**当該船舶に船員を乗り組ませ**、②**当該船舶の点検及び整備並びに**③**航海を行う業務**をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。) を**する事業**

他人の所有する船舶に対して

① 船員雇用・配乗管理

② 船舶保守管理

③ 運航実施管理

①～③について一括して責任を負う業務について「船舶管理業」と定義されております。

※ **一括して責任を負わない場合は違法な船員労務供給となり認められません**

②船舶保守管理 の定義について「ドック手配」「船内消耗品・船用品の購入」など船員を介さずに行う業務は、船舶管理会社の必須業務に含まない解釈です。

⇒**自社で行うことが可能です。(委託内容に含まない)**

◎ <ご参考> [001474603.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/001474603.pdf) 法改正Q&A Q.4該当